

廃止措置計画変更等に伴う
保安規定等への影響について
＜補足説明資料＞

令和4年4月
四国電力株式会社

目 次

1. 保安規定第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表 …………… 1
2. 保安規定第2編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表 …………… 6
3. 保安規定第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表 …………… 10
4. 保安規定第2編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表 …………… 15

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

(○：廃止措置計画変更に伴う反映が必要な条文)

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第1章 総 則			
第1条	目的	-	-
第2条	基本方針	-	-
第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	-	-
第2章 品質マネジメントシステム			
第3条	品質マネジメントシステム計画	-	-
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第4条	保安に関する組織	-	-
第5条	保安に関する職務	-	-
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会			
第6条	原子力発電安全委員会	-	-
第7条	伊方発電所安全運営委員会	-	-
第3節 主任技術者			
第8条	原子炉主任技術者の選任	-	-
第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	-	-
第9条	原子炉主任技術者の職務等	-	-
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-	-
第10条	削除		
第4章 運転管理			
第1節 通 則			
第11条	構成および定義	-	-
第11条の2	原子炉の運転期間	-	-
第12条	運転員等の確保	-	-
第12条の2	運転管理業務	-	-
第13条	巡視点検	-	-
第14条	運転管理に関する内規の作成	-	-
第15条	引継	-	-
第16条	原子炉起動前の確認事項	-	-
第17条	火災発生時の体制の整備	-	-
第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	-	-
第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	-	-
第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-	-
第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	-	-
第17条の4	資機材等の整備	-	-
第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	-	-
第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	-	-
第2節 運転上の留意事項			
第18条	水質管理	-	-
第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	-	-
第3節 運転上の制限			
第19条	停止余裕	-	-
第20条	臨界ボロン濃度	-	-
第21条	減速材温度係数	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第22条	制御棒動作機能	—	—
第23条	制御棒の挿入限界	—	—
第24条	制御棒位置指示	—	—
第25条	炉物理検査 —モード1—	—	—
第26条	炉物理検査 —モード2—	—	—
第27条	化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)	—	—
第28条	原子炉熱出力	—	—
第29条	熱流束熱水路係数 ($F_q(Z)$)	—	—
第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$)	—	—
第31条	軸方向中性子束出力偏差	—	—
第32条	1/4 炉心出力偏差	—	—
第33条	計測および制御設備	—	—
第34条	DNB比	—	—
第35条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—	—
第36条	1次冷却系 —モード3—	—	—
第37条	1次冷却系 —モード4—	—	—
第38条	1次冷却系 —モード5 (1次冷却系満水) —	—	—
第39条	1次冷却系 —モード5 (1次冷却系非満水) —	—	—
第40条	1次冷却系 —モード6 (キャビティ高水位) —	—	—
第41条	1次冷却系 —モード6 (キャビティ低水位) —	—	—
第42条	加圧器	—	—
第43条	加圧器安全弁	—	—
第44条	加圧器逃がし弁	—	—
第45条	低温過加圧防護	—	—
第46条	1次冷却材漏えい率	—	—
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	—	—
第48条	余熱除去系への漏えい監視	—	—
第49条	1次冷却材中のよう素 131 濃度	—	—
第50条	蓄圧タンク	—	—
第51条	非常用炉心冷却系 —モード1, 2および3—	—	—
第52条	非常用炉心冷却系 —モード4—	—	—
第53条	燃料取替用水タンク	—	—
第54条	削除	—	—
第55条	原子炉格納容器	—	—
第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	—	—
第57条	原子炉格納容器スプレイ系	—	—
第58条	アニュラス空気浄化系	—	—
第59条	アニュラス	—	—
第60条	主蒸気安全弁	—	—
第61条	主蒸気隔離弁	—	—
第62条	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—	—
第63条	主蒸気逃がし弁	—	—
第64条	補助給水系	—	—
第65条	補助給水タンク	—	—
第66条	原子炉補機冷却水系	—	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第67条	原子炉補機冷却海水系	-	-
第68条	制御用空気系	-	-
第69条	中央制御室非常用循環系	-	-
第70条	安全補機室空気浄化系	-	-
第71条	燃料取扱建屋空気浄化系	-	-
第72条	外部電源	-	-
第73条	ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-	-	-
第74条	ディーゼル発電機 -モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-	-	-
第75条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	-	-
第76条	非常用直流電源 -モード1, 2, 3および4-	-	-
第77条	非常用直流電源 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	-	-
第78条	所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-	-	-
第79条	所内非常用母線 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	-	-
第80条	1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-	-	-
第81条	原子炉キャビティ水位	-	-
第82条	原子炉格納容器貫通部-モード5および6-	-	-
第83条	使用済燃料ピットの水位および水温	-	-
第84条	重大事故等対処設備	-	-
第84条の2	特重施設を構成する設備	-	-
第85条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-	-
第85条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-	-
第86条	運転上の制限の確認	-	-
第87条	運転上の制限を満足しない場合	-	-
第88条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	-
第89条	運転上の制限に関する記録	-	-
第4節 異常時の措置			
第90条	異常時の基本的な対応	-	-
第91条	異常時の措置	-	-
第92条	異常収束後の措置	-	-
第5章 燃料管理			
第93条	新燃料の運搬	-	-
第94条	新燃料の貯蔵	-	-
第95条	燃料の検査	-	-
第96条	燃料の取替等	-	-
第97条	使用済燃料の貯蔵	-	-
第97条の2	使用済燃料ピットの管理	-	-
第98条	使用済燃料の運搬	-	-
第6章 放射性廃棄物管理			
第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	-	-
第99条	放射性固体廃棄物の管理	-	-
第99条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-
第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-
第99条の4	輸入廃棄物の確認	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第100条	放射性液体廃棄物の管理	○ (1号炉海水ポンプの廃止を踏まえ、放出管理目標値を 廃止措置計画変更認可申請書記載のとおり変更)	-
第101条	放射性気体廃棄物の管理	-	-
第102条	放出管理用計測器の管理	-	-
第103条	頻度の定義	-	-
第7章 放射線管理			
第103条の2	放射線管理に係る基本方針	-	-
第1節 区域管理			
第104条	管理区域の設定・解除	-	-
第105条	管理区域内における区域区分	-	-
第106条	管理区域内における特別措置	-	-
第107条	管理区域への出入管理	-	-
第108条	管理区域出入者の遵守事項	-	-
第109条	保全区域	-	-
第110条	周辺監視区域	-	-
第2節 被ばく管理			
第111条	放射線業務従事者の線量管理等	-	-
第112条	床・壁等の除染	-	-
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-	-
第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	-
第114条	放射線計測器類の管理	-	-
第4節 物品移動の管理			
第115条	管理区域外等への搬出および運搬	-	-
第116条	発電所外への運搬	-	-
第5節 協力会社の放射線防護			
第117条	協力会社の放射線防護	-	-
第6節 その他			
第118条	頻度の定義	-	-
第8章 施設管理			
第119条	施設管理計画	-	-
第119条の2	使用前事業者検査の実施	-	-
第119条の3	定期事業者検査の実施	-	-
第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	-	-
第9章 非常時の措置			
第120条	原子力防災組織	-	-
第121条	原子力防災要員	-	-
第121条の2	緊急作業従事者の選定	-	-
第122条	原子力防災資機材等の整備	-	-
第123条	通報経路	-	-
第124条	原子力防災訓練	-	-
第125条	通 報	-	-
第126条	非常体制の発令	-	-
第127条	応急措置	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第128条	緊急時における活動	—	—
第128条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—	—
第129条	非常体制の解除	—	—
第10章 保安教育			
第130条	所員への保安教育	—	—
第131条	協力会社従業員への保安教育	—	—
第11章 記録および報告			
第132条	記 録	—	—
第133条	報 告	—	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

(○：廃止措置計画変更に伴う反映が必要な条文)

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置）			
第1章 総 則			
第201条	目 的	—	—
第202条	基本方針	—	—
第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	—	—
第2章 品質保証			
第203条	品質マネジメントシステム計画	—	—
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第204条	保安に関する組織	—	—
第205条	保安に関する職務	—	—
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会			
第206条	原子力発電安全委員会	—	—
第207条	伊方発電所安全運営委員会	—	—
第3節 廃止措置主任者			
第208条	廃止措置主任者の選任	—	—
第209条	廃止措置主任者の職務等	—	—
第4章 廃止措置管理			
第1節 通 則			
第211条	構成および定義	—	—
第212条	運転員等の確保	—	—
第212条の2	運転管理業務	—	—
第213条	巡視	—	—
第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	—	—
第215条	引 継	—	—
第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—	—
第217条	火災発生時の体制の整備	—	—
第217条の2	地震・火災等発生時の措置	—	—
第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—	—
第2節 廃止措置管理			
第218条	安全貯蔵措置	—	—
第218条の2	工事の計画および実施	—	—
第218条の3	工事完了の報告	—	—
(第219条～第282条 条文なし)			
第3節 施設運用上の基準			
第283条	使用済燃料ピットの水温	—	—
(第284条～第285条 条文なし)			
第286条	施設運用上の基準の確認	—	—
第287条	施設運用上の基準を満足しない場合	—	—
(第288条 条文なし)			
第289条	施設運用上の基準に関する記録	—	—
(第290条～第292条 条文なし)			

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第5章 燃料管理			
第293条	新燃料の運搬	—	—
第294条	新燃料の貯蔵	—	—
(第295条～第296条 条文なし)			
第297条	使用済燃料の貯蔵	—	—
第298条	使用済燃料の運搬	—	<p>廃止措置変更認可申請は、使用済燃料輸送容器を用いて漏えい燃料を輸送することを記載している。保安規定は、第298条第2項において法令に適合する容器として、漏えい燃料を用いた使用済燃料輸送容器も包絡されていることから変更なし。</p> <p>また、漏えい燃料の輸送については、漏えい燃料を収納する等、収納条件を制限することを前提に安全解析（遮蔽評価、臨界評価）を実施しており、収納条件を制限することは、第298条第2項(4)の記載にて読むことができる。その行為内容を遂行する手段については、これまで通り、下部規定にて規定する。</p>
第6章 放射性廃棄物管理			
第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	—
第299条	放射性固体廃棄物の管理	○ (1号炉海水ポンプの廃止を踏まえ、強酸ドレンを固化装置によるドラム缶への移送から、人力によるドラム缶への投入に変更)	—
第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	—
第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—	—
第299条の4	輸入廃棄物の確認	—	—
第300条	放射性液体廃棄物の管理	○ (1号炉海水ポンプの廃止を踏まえ、放出管理目標値を廃止措置計画変更認可申請書記載のとおり変更)	—
第301条	放射性気体廃棄物の管理	—	<p>性能維持施設としての維持台数を2台としている原子炉補助建家排気ファンについて、廃止措置作業の状況に応じて1台運転でも運用できるよう、廃止措置計画変更認可申請書において保守的な実効線量の評価を行っているが、ファンの台数は保安規定に規定されていないため、変更なし。</p> <p>ファンの運用方法については、下部規定にて規定する。</p>
第302条	放出管理用計測器の管理	○ (1号炉廃液蒸発装置の廃止に伴い、放射性液体廃棄物を2号炉で処理することを踏まえ、廃棄物処理設備排水モニタの台数を変更)	—
第303条	頻度の定義	—	—
第7章 放射線管理			
第303条の2	放射線管理に係る基本方針	—	—
第1節 区域管理			
第304条	管理区域の設定・解除	—	—
第305条	管理区域内における区域区分	—	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第306条	管理区域内における特別措置	-	-
第307条	管理区域への出入管理	-	-
第308条	管理区域出入者の遵守事項	-	-
第309条	保全区域	-	-
第310条	周辺監視区域	-	-
第2節 被ばく管理			
第311条	放射線業務従事者の線量管理等	-	-
第312条	床・壁等の除染	-	-
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-	-
第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	-
第314条	放射線計測器類の管理	-	-
第4節 物品移動の管理			
第315条	管理区域外等への搬出および運搬	-	-
第316条	発電所外への運搬	-	-
第5節 協力会社の放射線防護			
第317条	協力会社の放射線防護	-	-
第6節 その他			
第318条	頻度の定義	-	-
第8章 施設管理			
第319条	施設管理計画	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止措置変更認可申請では、使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンク、使用済樹脂計量タンク室の補助遮蔽を性能維持施設へ追加している。保安規定では、保全対象範囲として「(1). 廃止措置計画で定める性能維持施設」と規定しているため、記載の変更なし。 ・ 廃止措置計画変更認可申請では、2号炉海水ポンプの海水供給先として1号炉を追加している。海水供給の具体的な手段については、社内規定にて記載する。
第319条の2	使用前事業者検査の実施	-	-
第319条の3	定期事業者検査の実施	-	-
第9章 非常時の措置			
第320条	原子力防災組織	-	-
第321条	原子力防災要員	-	-
第321条の2	緊急作業従事者の選定	-	-
第322条	原子力防災資機材等の整備	-	-
第323条	通報経路	-	-
第324条	原子力防災訓練	-	-
第325条	通 報	-	-
第326条	非常体制の発令	-	-
第327条	応急措置	-	-
第328条	緊急時における活動	-	-
第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-	-
第329条	非常体制の解除	-	-
第10章 保安教育			
第330条	所員への保安教育	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編 廃止措置計画変更に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画変更に伴う反映箇所	備考
第 331 条	協力会社従業員への保安教育	—	—
第 11 章 記録および報告			
第 332 条	記 録	—	—
第 333 条	報 告	—	—
附則		○ (この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 ただし、第100条、第299条、第300条および第302条については、原子力 規制委員会の認可を受けた後、かつ、1号炉海水ポンプの廃止について当社が 定める日から施行する。)	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

(○：廃止措置計画の進捗に伴う反映が必要な条文)

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第1章 総 則			
第1条	目的	—	—
第2条	基本方針	—	—
第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	—	—
第2章 品質マネジメントシステム			
第3条	品質マネジメントシステム計画	—	—
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第4条	保安に関する組織	—	—
第5条	保安に関する職務	—	—
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会			
第6条	原子力発電安全委員会	—	—
第7条	伊方発電所安全運営委員会	—	—
第3節 主任技術者			
第8条	原子炉主任技術者の選任	—	—
第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—	—
第9条	原子炉主任技術者の職務等	—	—
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	—
第10条	削除		
第4章 運転管理			
第1節 通 則			
第11条	構成および定義	—	—
第11条の2	原子炉の運転期間	—	—
第12条	運転員等の確保	—	—
第12条の2	運転管理業務	—	—
第13条	巡視点検	—	—
第14条	運転管理に関する内規の作成	—	—
第15条	引継	—	—
第16条	原子炉起動前の確認事項	—	—
第17条	火災発生時の体制の整備	—	—
第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	—
第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	—
第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	—
第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	—
第17条の4	資機材等の整備	—	—
第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—	—
第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—	—
第2節 運転上の留意事項			
第18条	水質管理	—	—
第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	—
第3節 運転上の制限			
第19条	停止余裕	—	—
第20条	臨界ボロン濃度	—	—
第21条	減速材温度係数	—	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第22条	制御棒動作機能	-	-
第23条	制御棒の挿入限界	-	-
第24条	制御棒位置指示	-	-
第25条	炉物理検査 --モード1--	-	-
第26条	炉物理検査 --モード2--	-	-
第27条	化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	-	-
第28条	原子炉熱出力	-	-
第29条	熱流束熱水路係数($F_Q(Z)$)	-	-
第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数($F^N_{\Delta H}$)	-	-
第31条	軸方向中性子束出力偏差	-	-
第32条	1/4炉心出力偏差	-	-
第33条	計測および制御設備	-	-
第34条	DNB比	-	-
第35条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	-	-
第36条	1次冷却系 --モード3--	-	-
第37条	1次冷却系 --モード4--	-	-
第38条	1次冷却系 --モード5(1次冷却系満水)--	-	-
第39条	1次冷却系 --モード5(1次冷却系非満水)--	-	-
第40条	1次冷却系 --モード6(キャピティ高水位)--	-	-
第41条	1次冷却系 --モード6(キャピティ低水位)--	-	-
第42条	加圧器	-	-
第43条	加圧器安全弁	-	-
第44条	加圧器逃がし弁	-	-
第45条	低温過加圧防護	-	-
第46条	1次冷却材漏えい率	-	-
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	-	-
第48条	余熱除去系への漏えい監視	-	-
第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	-	-
第50条	蓄圧タンク	-	-
第51条	非常用炉心冷却系 --モード1, 2および3--	-	-
第52条	非常用炉心冷却系 --モード4--	-	-
第53条	燃料取替用水タンク	-	-
第54条	削除	-	-
第55条	原子炉格納容器	-	-
第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	-	-
第57条	原子炉格納容器スプレイ系	-	-
第58条	アニュラス空気浄化系	-	-
第59条	アニュラス	-	-
第60条	主蒸気安全弁	-	-
第61条	主蒸気隔離弁	-	-
第62条	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-	-
第63条	主蒸気逃がし弁	-	-
第64条	補助給水系	-	-
第65条	補助給水タンク	-	-
第66条	原子炉補機冷却水系	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第67条	原子炉補機冷却海水系	—	—
第68条	制御用空気系	—	—
第69条	中央制御室非常用循環系	—	—
第70条	安全補機室空気浄化系	—	—
第71条	燃料取扱建屋空気浄化系	—	—
第72条	外部電源	—	—
第73条	ディーゼル発電機 —モード1, 2, 3および4—	—	—
第74条	ディーゼル発電機 —モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間—	—	—
第75条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	—	—
第76条	非常用直流電源 —モード1, 2, 3および4—	—	—
第77条	非常用直流電源 —モード5, 6および照射済燃料移動中—	—	—
第78条	所内非常用母線 —モード1, 2, 3および4—	—	—
第79条	所内非常用母線 —モード5, 6および照射済燃料移動中—	—	—
第80条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—	—
第81条	原子炉キャビティ水位	—	—
第82条	原子炉格納容器貫通部—モード5および6—	—	—
第83条	使用済燃料ピットの水位および水温	—	—
第84条	重大事故等対処設備	—	—
第84条の2	特重施設を構成する設備	—	—
第85条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	—
第85条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	—
第86条	運転上の制限の確認	—	—
第87条	運転上の制限を満足しない場合	—	—
第88条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	—	—
第89条	運転上の制限に関する記録	—	—
第4節 異常時の措置			
第90条	異常時の基本的な対応	—	—
第91条	異常時の措置	—	—
第92条	異常収束後の措置	—	—
第5章 燃料管理			
第93条	新燃料の運搬	—	—
第94条	新燃料の貯蔵	—	—
第95条	燃料の検査	—	—
第96条	燃料の取替等	—	—
第97条	使用済燃料の貯蔵	—	—
第97条の2	使用済燃料ピットの管理	—	—
第98条	使用済燃料の運搬	—	—
第6章 放射性廃棄物管理			
第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	—
第99条	放射性固体廃棄物の管理	—	—
第99条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	—
第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—	—
第99条の4	輸入廃棄物の確認	—	—

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第100条	放射性液体廃棄物の管理	-	-
第101条	放射性気体廃棄物の管理	-	-
第102条	放出管理用計測器の管理	-	-
第103条	頻度の定義	-	-
第7章 放射線管理			
第103条の2	放射線管理に係る基本方針	-	-
第1節 区域管理			
第104条	管理区域の設定・解除	-	-
第105条	管理区域内における区域区分	-	-
第106条	管理区域内における特別措置	-	-
第107条	管理区域への出入管理	-	-
第108条	管理区域出入者の遵守事項	-	-
第109条	保全区域	-	-
第110条	周辺監視区域	-	-
第2節 被ばく管理			
第111条	放射線業務従事者の線量管理等	-	-
第112条	床・壁等の除染	-	-
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-	-
第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	-
第114条	放射線計測器類の管理	-	-
第4節 物品移動の管理			
第115条	管理区域外等への搬出および運搬	-	-
第116条	発電所外への運搬	-	-
第5節 協力会社の放射線防護			
第117条	協力会社の放射線防護	-	-
第6節 その他			
第118条	頻度の定義	-	-
第8章 施設管理			
第119条	施設管理計画	-	-
第119条の2	使用前事業者検査の実施	-	-
第119条の3	定期事業者検査の実施	-	-
第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	-	-
第9章 非常時の措置			
第120条	原子力防災組織	-	-
第121条	原子力防災要員	-	-
第121条の2	緊急作業従事者の選定	-	-
第122条	原子力防災資機材等の整備	-	-
第123条	通報経路	-	-
第124条	原子力防災訓練	-	-
第125条	通 報	-	-
第126条	非常体制の発令	-	-
第127条	応急措置	-	-
第128条	緊急時における活動	-	-
第128条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第129条	非常体制の解除	—	—
第10章 保安教育			
第130条	所員への保安教育	○ (1, 2号炉の運転員において、設備の管理、運用状況に合わせ運転員の名称に関わらず配員できるように、当直長を除いた運転員を統一した名称に変更)	—
第131条	協力会社従業員への保安教育	—	—
第11章 記録および報告			
第132条	記 録	—	—
第133条	報 告	—	—

(○：廃止措置計画の進捗に伴う反映が必要な条文)

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置）			
第1章 総 則			
第201条	目 的	-	-
第202条	基本方針	-	-
第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	-	-
第2章 品質保証			
第203条	品質マネジメントシステム計画	-	-
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第204条	保安に関する組織	-	-
第205条	保安に関する職務	-	-
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会			
第206条	原子力発電安全委員会	-	-
第207条	伊方発電所安全運営委員会	-	-
第3節 廃止措置主任者			
第208条	廃止措置主任者の選任	-	-
第209条	廃止措置主任者の職務等	-	-
第4章 廃止措置管理			
第1節 通 則			
第211条	構成および定義	-	-
第212条	運転員等の確保	-	-
第212条の2	運転管理業務	-	-
第213条	巡視	-	-
第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	-	-
第215条	引 継	-	-
第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-
第217条	火災発生時の体制の整備	-	-
第217条の2	地震・火災等発生時の措置	-	-
第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	-	-
第2節 廃止措置管理			
第218条	安全貯蔵措置	-	-
第218条の2	工事の計画および実施	-	-
第218条の3	工事完了の報告	-	-
(第219条～第282条 条文なし)			
第3節 施設運用上の基準			
第283条	使用済燃料ピットの水温	-	-
(第284条～第285条 条文なし)			
第286条	施設運用上の基準の確認	-	-
第287条	施設運用上の基準を満足しない場合	-	-
(第288条 条文なし)			
第289条	施設運用上の基準に関する記録	-	-
(第290条～第292条 条文なし)			

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第5章 燃料管理			
第293条	新燃料の運搬	-	-
第294条	新燃料の貯蔵	-	-
(第295条～第296条 条文なし)			
第297条	使用済燃料の貯蔵	○ (1号炉の使用済燃料搬出完了を踏まえ、貯蔵可能な使用済燃料ピットから「1号炉」の記載を削除)	-
第298条	使用済燃料の運搬	-	-
第6章 放射性廃棄物管理			
第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	-	-
第299条	放射性固体廃棄物の管理	-	-
第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-
第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-
第299条の4	輸入廃棄物の確認	-	-
第300条	放射性液体廃棄物の管理	-	-
第301条	放射性気体廃棄物の管理	-	-
第302条	放出管理用計測器の管理	-	-
第303条	頻度の定義	-	-
第7章 放射線管理			
第303条の2	放射線管理に係る基本方針	-	-
第1節 区域管理			
第304条	管理区域の設定・解除	-	-
第305条	管理区域内における区域区分	-	-
第306条	管理区域内における特別措置	-	-
第307条	管理区域への出入管理	-	-
第308条	管理区域出入者の遵守事項	-	-
第309条	保全区域	-	-
第310条	周辺監視区域	-	-
第2節 被ばく管理			
第311条	放射線業務従事者の線量管理等	-	-
第312条	床・壁等の除染	-	-
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-	-
第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	-
第314条	放射線計測器類の管理	-	-
第4節 物品移動の管理			
第315条	管理区域外等への搬出および運搬	-	-
第316条	発電所外への運搬	-	-
第5節 協力会社の放射線防護			
第317条	協力会社の放射線防護	-	-
第6節 その他			
第318条	頻度の定義	-	-
第8章 施設管理			
第319条	施設管理計画	-	-
第319条の2	使用前事業者検査の実施	-	-

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編 廃止措置計画の進捗に伴う反映箇所 整理表

変更後保安規定目次		1, 2号廃止措置計画の進捗に伴う変更	備考
第319条の3	定期事業者検査の実施	-	-
第9章 非常時の措置			
第320条	原子力防災組織	○ (当直長を除いた運転員を統一した名称に変更し、運転操作指揮補佐を副当直長に限定した記載を変更)	-
第321条	原子力防災要員	-	-
第321条の2	緊急作業従事者の選定	-	-
第322条	原子力防災資機材等の整備	-	-
第323条	通報経路	-	-
第324条	原子力防災訓練	-	-
第325条	通 報	-	-
第326条	非常体制の発令	-	-
第327条	応急措置	-	-
第328条	緊急時における活動	-	-
第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-	-
第329条	非常体制の解除	-	-
第10章 保安教育			
第330条	所員への保安教育	○ (1, 2号炉の運転員において、設備の管理、運用状況に合わせ運転員の名称に関わらず配員できるように、当直長を除いた運転員を統一した名称に変更)	-
第331条	協力会社従業員への保安教育	-	-
第11章 記録および報告			
第332条	記 録	-	-
第333条	報 告	-	-
附則		○ (この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第100条、第299条、第300条および第302条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ、1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日から施行する。)	-